

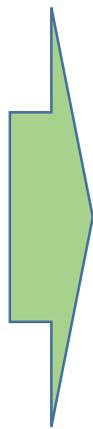
# 農業振興地域整備計画の変更手続期間について

## さいたま市の手続(JA集出荷施設事案)

平成24年9月	○ 市に対する集出荷施設の移転の事前相談
 (6ヶ月)	
25年3月	○ 市に対する農用区域への編入の申出
 (7ヶ月)	
	○ 市による農用地利用計画変更案作成、公告・縦覧(30日)、異議申出期間(15日)、県への協議・同意、公告
25年10月	○ 市による農用区域への編入(用途:農地)
 (3ヶ月)	
	○ 市に対する用途の変更(農地→農業用施設用地)の申出
26年1月	○ 市による用途の変更(農地→農業用施設用地)(軽微変更)

## 最短の手続(想定)

平成24年9月	○ 市に対する集出荷施設の移転の事前相談  事前相談を受けた後、すぐに農用地利用計画変更案の作成等にとりかかることにより、 <b>6ヶ月短縮</b>
 (3ヶ月)	
	○ 市による農用地利用計画変更案作成、県知事との事前調整(30日)、公告・縦覧(30日)、異議申出期間(15日)、県への協議・同意(10日)、公告  迅速に事務手続を行うことにより、 <b>4ヶ月短縮</b>
24年12月	○ 市による ・農用区域外の土地について、農用区域への編入(用途は農業用施設用地) ・農用区域内の土地について、用途の変更(農地→農業用施設用地)  農用区域への編入及び用途変更の手続を同時に行うことにより、 <b>3ヶ月短縮</b>



事前相談から農用区域編入及び用途変更まで1年4ヶ月

最短で3ヶ月程度で可能